

「緊急アピール」(別添参照)の対応状況について

府省名：国土交通省

緊急アピールの内容	対応状況
一、過去最大の前倒し執行	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の国土交通省所管予算の執行にあたっては、経済情勢を踏まえ、景気回復に全力を尽くす観点から、契約に係る所要の手続きを速やかに行うなど前倒し執行のための最大限の努力を行うとともに、入札契約手続の期間を短縮する措置を講じたことなどにより、過去最高水準である8割の契約実績を達成。 補正予算の執行に際し、総合評価方式における提出資料の簡素化等により、一般競争入札方式等の手続きに要する期間の短縮を実施。
一、地域の建設産業労働者の雇用と所得の確保	<ul style="list-style-type: none"> 工事の品質確保と下請建設企業へのしわ寄せ防止の観点から、平成20年4月と平成21年4月の2度にわたり、低入札価格調査基準価格の引き上げを実施。また、地方公共団体に対しても、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の適切な引き上げ等について要請。
一、地域の建設産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 分離分割発注、適切な地域要件の設定により、地域建設企業の受注機会を確保。 地域への精通度・貢献度等、地域企業の適切な評価を実施。
一、地域経済・雇用の下支えのための最低制限価格・調査基準価格の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準価格については、最新の調査データに基づいて、平成20年4月と平成21年4月の2度にわたり、引き上げを実施。 地方公共団体に対しても、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の適切な引き上げ等について要請。

1

一、地域要件の適切な設定	<ul style="list-style-type: none"> 工物品質を確保する上で地域の実情に精通している者を契約の相手方とすることが効果的である工事について、十分な競争環境が確保される範囲内で、より地域性を重視した地域要件を適切に設定。 地域への精通度・貢献度等、地域企業の適切な評価を実施。 地方公共団体に対しては、地域要件の適切な設定を要請。
一、総合評価方式の採用の徹底と改善	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省発注工事においては、原則総合評価方式を実施。 (H21実績：件数99.2%、金額99.6%) 地方公共団体に対しても、総合評価方式の導入・拡大を要請。
一、積算価格の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格は、過去の取引の実例価格等に基づき、積算を行い、工事の標準的な価格として設定。現場条件等を反映させた見積活用積算方式等の適用を拡大。 労務費調査についても、技能の確認の徹底等調査方法の適正化を推進。
一、設計変更費用の適正な支払い	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事標準請負契約約款を改正し、発注者に帰責事由がある工期延長の場合には、発注者が費用を負担する旨、規定を明確化。 設計変更を円滑に実施できるよう平成22年度より総価契約単価合意方式を全工事で導入。「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」の周知徹底を図り、適切に変更契約を実施。
一、その他優良な建設産業の再生のための必要な改善	<ul style="list-style-type: none"> ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得の防止を図るため、経営事項審査の審査基準を見直し。 元請資金繰り対策の地域建設業経営強化融資制度及び下請債権保全のための支援事業について、適用期限を平成23年度末まで延長。 前金払制度・中間前金払制度について、制度の導入・拡大を推進。また、企業の資金繰り円滑化のため、出来高部分払いの推進。 予定価格の事後公表への移行を地方公共団体に対し要請。 建設業取引の適正化をより一層推進するため、国土交通省と都道府県が連携し、集中的な取組を実施する建設業取引適正化推進月間を創設。(22年11月)

2